



発行 新潟県

第 86 号

令和7年10月31日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 951 軽油引取税に係る特約業者の指定（税務課）
- 952 軽油引取税に係る特約業者の指定（税務課）
- 953 鳥獣保護区の存続期間更新（環境対策課）
- 954 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 955 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 956 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 957 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 958 介護保険法による介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可（高齢福祉保健課）
- 959 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）

公 告

- 一般競争入札の実施（税務課）
- 特定調達契約の契約者等について（危機対策課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局管理規程

- 13 新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程（病院局業務課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会規程

- 12 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

人事委員会規則

- 7-6 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 12-102 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

人事委員会告示

- 2 県が行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等（人事委員会事務局総務課）

監査委員公表

- 監査結果報告公表（監査委員事務局）
- 監査の結果に基づく措置状況（監査委員事務局）

教育委員会公告

- 令和8年4月県立高等学校の全日制・定時制の生徒募集（高等学校教育課）
- 令和8年4月県立中学校及び県立中等教育学校の生徒募集（高等学校教育課）

告 示

◎新潟県告示第951号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第1項の規定により、軽油引取税に係る特約業者として次のとおり指定した。

令和 7 年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名
株式会社 エネサンス新潟
代表取締役 岡村 和彦
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
新潟県新潟市江南区曙町 2 - 8 - 1
- 3 指定年月日
令和 7 年 9 月 1 日

◎新潟県告示第952号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の 9 第 1 項の規定により、軽油引取税に係る特約業者として次のとおり指定した。

令和 7 年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名
株式会社 フォーラムムラタ
代表取締役 布施 智
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
新潟県柏崎市岩上23-12
- 3 指定年月日
令和 7 年10月 1 日

◎新潟県告示第953号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 7 項ただし書きの規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和 7 年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 貝屋鳥獣保護区

(1) 区域

新発田市貝屋地内神明神社入口を起点とし、ここから耕地界に沿って北東に進み貝屋川に至る。ここから同川右岸を東に約220m進む。ここから南西に約240m進み、貝屋集落共有墓地東端で市道桜公園線に至る。ここから同市道を北西に進み、市道貝屋寺沢線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和 7 年11月 1 日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、楡形山脈の西麓部の神明神社を中心とした区域で大半が広葉樹林からなり、キジ、オオルリをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

2 清潟鳥獣保護区

(1) 区域

新発田市人橋地内の市道外新田二ツ山線と市道外新田道 4 号線との交点を起点とし、市道外新田二ツ山線を西北西に約450m進み、市道清潟 2 号線との交点に至る。ここから同市道を北西に約240m進み、市道蓮潟

二ツ山線との交点に至る。ここから同市道を北北東へ約110m進み、北北西に向かう農道との交点に至る。ここから北北西に向かう農道を約100m進み、北東に向かう農道との交点に至る。ここから北東に向かう農道を約260m進み、市道清潟道線との交点に至る。ここから同市道を約320m進み、市道外新田道4号線との交点に至る。ここから同市道を南南東に約600m進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地

イ 指定目的

当該地域は、オオバン、マガンをはじめとする渡り鳥の中継地として重要な湖沼であり、多数の渡り鳥が中継地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 弁天潟鳥獣保護区

(1) 区域

北蒲原郡聖籠町大字蓮野地内の弁天潟風致公園（駐車場を含む。）の区域とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地

イ 指定目的

当該地域は、市街地近郊に残された砂丘湖を取り巻く地域で、多様な鳥類が生息し、また渡り鳥の中継地としても重要であることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

4 五十公野公園鳥獣保護区

(1) 区域

新発田市五十公野地内の県道八幡新田島潟線と円山寺裏水路の交点を起点とし、同県道を北へ約550m進み市道五十公野公園線に至る。ここから同市道を東南東に進み、カトリック教会墓地を迂回し、升潟北西側を通り五十公野公園区域沿いに進み、有田病院及び「いいでの里」裏に至る。ここから五十公野公園区域東側を南に進み、市道五十公野岩井戸石喜線に至る。ここから同市道を北北東へ約250m進み、用水路との交点に至る。ここから用水路を南西に進み、下新保集落に至る。ここから同集落西側山沿いを南に約300m進み、更に南西に約200m進み土砂流出防備保安林区域に至る。ここから同保安林区域の外周沿いに約300m南下し、ここから東へ約150m進み千光寺に至る。ここから防備保安林区域の外周沿いに市立東中学校、五十公野レクリエーションセンター、豊田神社西側及び古四王神社入口を進み、「のぞみの家福祉会ジョブプレイスのぞみふぁーむ」に至る。ここから「ジョブプレイスのぞみふぁーむ」との敷地境界を北北東に約30m進み、市道五十公野岩井戸石喜線に至る。ここから五十公野公園区域沿いに北に約250m進み県立村上特別支援学校いじみの分校裏の山に至り、ここから山沿いに北北西に約350m進み水路に至る。ここから北に約80m進み、ゲートボールコートに至る。ここから西に約150m進み、円山寺に至る。ここから円山寺東側外周を約200m進み、起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地

イ 指定目的

当該地域は、コハクチョウ、マガモをはじめとする渡り鳥の中継地として重要な湖沼があり、多数の渡り鳥が中継地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域を利用する渡り鳥の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 松浦鳥獣保護区

(1) 区域

新発田市松岡地内の国道290号と市道松岡本線との交点を起点とし、ここから同市道を東に約300m進み農道との交点に至る。ここから同農道を南に進み、用水を超え更に同農道を約150m進み山道の入り口に至る。ここから同山道を南西に進み、旧県道に至る。ここから同旧県道を北西に進み、国道290号との交点に至る。ここから同国道を北から北東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和 7 年11月 1 日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、学校愛護林として野鳥愛護活動が行われていた地域であり、カワラヒワ、ホオジロをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

6 愛宕山鳥獣保護区

(1) 区域

五泉市旧村松町地内愛宕神明神社を起点とし、遊歩道見はらしの道を南東に進み愛宕山サイクリング道路との交点に至る。ここから同道路を北西に進み、勘六堤脇を通り大沢北尾根との交点に至る。次に同尾根を東に登り、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和 7 年11月 1 日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地に残された樹林帯であり、アオサギ、トビをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

7 吉津鳥獣保護区

(1) 区域

東蒲原郡阿賀町吉津地内の J R磐越西線御前トンネル東側入口を起点とし、阿賀野川左岸を南下し谷沢川との合流点に至る。ここから同川左岸を西に進み、県道三川インター線に至り、同県道を北上し J R磐越西線を越え、町道吉津線を北上した後、阿賀野川左岸を遡り J R磐越西線御前トンネル東側入口起点に至る内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和 7 年11月 1 日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、針葉樹林、混合林など林相の変化に富む地域であり、サンショウクイ、ヒヨドリをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

8 麒麟山鳥獣保護区

(1) 区域

東蒲原郡阿賀町内の国道459号城山トンネル津川口を起点とし、麒麟山登山道を西に進み常浪川右岸に至る。ここから同川右岸を北西に進み、阿賀野川との合流点に至る。次に阿賀野川左岸を東に進み、国道459号城山トンネル鹿瀬口に至る。ここから同国道を東に進み、鹿瀬地区一本杉地内で変電所・松坂峠を経て国道459号城山トンネル津川口の起点に至る内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は落葉広葉樹林、混合林など林相の変化に富む地域であり、タヌキ、ウサギをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

9 西山鳥獣保護区

(1) 区域

東蒲原郡阿賀町九島字地藏屋敷内の高出地内に通じる山道と町道日光線との交点を起点とし、同町道を北に進み西山地内に入り林道弘川線との交点に至る。ここから同林道を東に進み弘川地内に至る。次に町道長木弘川線を東に進み、ワラダ松峠を経て町道深沢線との交点に至る。ここから同町道を南西に進み、山道を経て町道日光線との交点に至る起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は落葉広葉樹林、混合林など林相の変化に富む地域であり、アオゲラ、コゲラをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

10 悠久山鳥獣保護区

(1) 区域

県道9号線長岡栃尾巻線にある悠久山公園北西端交差点を始点とし、同県道を東に進み、えちご中越農業協同組合栖吉プラザ店に至る。ここから右側耕地界を南に進み、市道栖吉103号線と市道栖吉110号線を経て、国道352号に至る。ここから同国道を西に130m進み北側に隣接している市道栖吉146号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み三貫橋を経て、市道栖吉196号線との交点に至る。ここから同市道を北上し、市道東幹線38号線との交点に至る。ここから同市道を北上し、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、大部分が蒼紫の森を中心とした悠久山公園となっており、カワラヒワ、スズメなどの都市型鳥類や、シジュウカラ、ヤマガラなどの森林性鳥類と多様の鳥類が生息している。当該地域を鳥獣保護区に指定することにより、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護を通じた環境教育の場に資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

11 坂戸山鳥獣保護区

(1) 区域

南魚沼市坂戸地内の坂戸橋東詰を起点とし、ここから市道体育館通線を下流へ進み、国道291号との交点に至る。ここから同国道を北東へ進み、市道二日町作場道線との交点に至る。ここから同市道を北東へ進み、昭和橋を渡り、魚野川右岸堤防（河川管理道路）との交点に至る。ここから魚野川右岸堤防（河川管理道路）を下流に進み、三国川との合流点に至る。ここから三国川左岸堤防を上流に進み、主要地方道塩沢大和線の深沢橋に至る。ここから同県道を南西に進み、市道宮下線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、一般県道落合六日町線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、市道宮下関谷線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、吉田地内を経て関谷地内で主要地方道塩沢大和線との交点に至る。ここから同県道を西へ進み、大月トンネル終点（山谷側：標高280m）から西南西に進み、坂戸山から金城山への稜線（大月トンネル上：標高500m）に至る。ここから主要地方道塩沢大和線を南西に進み、下大月地内で一般県道大月六日町線との交点に至る。ここから同県道を北西に進み、桜橋を経て、市道東泉田旧道線との交点に至る。ここから同市道を北北東へ進み、国道291号との交点に至る。ここから同国道を北に進み、市道坂戸上町線との交点に至る。ここから同市道を西へ進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、坂戸山の森林地帯から水田地帯へ広がる地域である。山の周辺は杉の人工林であるが、山全体では雑木林で、コナラ、ナナカマドなどの林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、ニホンザルなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

12 竜ヶ窪鳥獣保護区

(1) 区域

中魚沼郡津南町大字谷内地内の県道加用今新田津南停車場線と町道谷内高野山線との交点を起点とし、ここから同町道を南に進み町道天上山横根線との合流点を南下し、農道横根下穴藤線との交点に至る。ここから同農道を南西に進み横根地内で町道相吉高野山線との交点に至る。ここから同町道を北に進み相吉地内で県道加用今新田津南停車場線との交点に至る。ここから同県道を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は落葉広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、ハチクマをはじめ多様な鳥獣が

生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

13 八石山鳥獣保護区

(1) 区域

柏崎市大字善根地内の市道柏崎17-100号線と善根神社に通じる市道柏崎17-80号線との交点を起点とし、ここから市道柏崎17-80号線を北に進み善根神社に至る。ここから久之木峠に通じる登山道を東に進み、久之木峠で柏崎市と長岡市との市界に至る。ここから同市界を南に進み、八石山山頂を経て石川峠で県道田代小国線に至る。ここから同県道を北西に進み、石川峠橋に至る。ここから見通し線で北西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、八石山（標高518m）の豊かな自然環境の中にあり、サンショウクイ、サンコウチョウ、ハチクマをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的な巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

14 山部鳥獣保護区

(1) 区域

上越市板倉区山部地内の市道山部線と上江用水との交点上の上江橋を起点とし、同市道を南に進み市道菰立・機織線との交点に至る。ここから同市道を南に900メートル進み、同市道と私道との交点に至る。ここから同私道を西に進み、通称谷内沢に至る。ここから同沢を北に進み、耕地界（田畑）を経て上江用水の東沖橋に至る。ここから同用水を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は板倉区山部集落南部の樹林帯であり、ヒヨドリ、キビタキをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

15 いもり池鳥獣保護区

(1) 区域

妙高市池の平温泉地内の県道池の平妙高温泉線と市道池の平温泉南北線の交点を起点とし、同市道を東に約80メートル進み市道池の平温泉6号線との交点に至る。ここから市道池の平温泉6号線を南に約320メートル進み、歩道との交点に至る。ここから同歩道を西に進み、市道池の平温泉1号線との交点に至る。ここから同市道を南南東に約400メートル進み、東北電力送電線下に至る。ここから同送電線に沿って約350メートル進み、田口用水に至る。ここから同用水に沿って西に進み、県道杉野沢二俣線と市道杉野沢高原線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道杉野沢16号線との交点に至る。ここから市道杉野沢16号線を北に約100メートル進み、私道に入り北に約800メートル進み、アルペンブリック第1ペアリフト小屋に至る。ここからさらに北に約250メートル進み、市道池の平温泉中央線の起点に至る。ここから同市道を東に約400

メートル進み、市道池の平温泉南北線との交点に至る。ここから市道池の平温泉南北線を東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は大部分が広葉樹林、針葉樹林等で占めており、春にはミズバショウ、夏にはヨシが群生する。カルガモをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

16 小滝鳥獣保護区

(1) 区域

糸魚川市大所地内の県道入ノ平白馬線と林道山之坊線との交点を起点とし、同県道を南に進み木地屋集落を経て同県道終点に至る。ここから林道白池線に入り同林道を南に進み白池に至る。ここからウド川右岸を北西に進み大所川に至る。ここから同川右岸を北に進み、林道山之坊線に至る。ここから同林道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、全国的にも数少ないオシドリ繁殖地の白池周辺を含み、オオタカ、サンショウクイなどの希少種を含む多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

17 真野公園鳥獣保護区

(1) 区域

佐渡市真野地内の真野公園（真野宮、佐渡歴史伝説館を含む。）一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該区域は、桜をはじめとする多種の樹木が植栽され、また真野宮境内に大樹がなる地域であり、モズ、イカルをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

公園管理者の協力を得ながら定期的に巡視を実施するなどにより、環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域
村上市檜原字横道下1200番の一部
村上市檜原字大道下1226番の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

◎新潟県告示第955号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域
燕市燕字下燕5075番1の一部、5179番及び5359番子の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

◎新潟県告示第956号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和7年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	あたごヘルパーステーション高田	新潟県上越市大貫3丁目3番12号	社会福祉法人上越あたご福祉会	令和7年7月1日
訪問介護	あたごヘルパーステーション柏崎	新潟県柏崎市茨目1522番地1	社会福祉法人上越あたご福祉会	令和7年7月1日
訪問介護	医心館訪問介護ステーション上越Ⅱ	新潟県上越市上源入646番2	株式会社アンビス	令和7年7月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	ニイガタケアヒーローズ	新潟県長岡市古正寺2丁目7番地	株式会社アップデート	令和7年7月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	医心館訪問看護ステーション上越Ⅱ	新潟県上越市上源入646番2	株式会社アンビス	令和7年7月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	医療法人社団M&B コラボレーション北越病院訪問看護ステーション	新潟県新発田市緑町2丁目20番19号	医療法人社団M&B コラボレーション	令和7年7月1日
通所介護	あたごデイサービス柿崎	新潟県上越市柿崎区直海滨1445番地10	社会福祉法人上越あたご福祉会	令和7年7月1日
通所介護	あたごデイサービス高田	新潟県上越市大貫3丁目3番地12	社会福祉法人上越あたご福祉会	令和7年7月1日
通所介護	あたごデイサービス直江	新潟県上越市中央3	社会福祉法人上越	令和7年7月1日

	津	丁目18番地7	あたご福祉会	日
通所介護	あたごデイサービス柏崎	新潟県柏崎市茨目 1522番地1	社会福祉法人上越 あたご福祉会	令和7年7月1 日
訪問介護	ダイラス訪問介護	新潟県長岡市関原南 5丁目4964番地	株式会社DAIR As	令和7年8月1 日
訪問介護	アクア上越訪問介護	新潟県上越市中田原 122番地1	株式会社スタッフ シュウエイ	令和7年10月1 日
訪問看護	アクア上越訪問看護	新潟県上越市中田原 122番地1	株式会社スタッフ シュウエイ	令和7年10月1 日
通所介護	デイサービス太陽	新潟県上越市中郷区 二本木1888番地	株式会社スマイル	令和7年10月1 日
通所介護	半日デイサービスダイキ ョウ	新潟県南蒲原郡田上 町川船河甲897-13	株式会社ダイキ ョウ	令和7年10月1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	特別養護老人ホームいこ いの里	新潟県柏崎市佐水 3140番地	社会福祉法人沁山 会	令和7年10月1 日

◎新潟県告示第957号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和7年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
二幸介護サービス 柏崎センター	新潟県柏崎市茨目 1522番地1	二幸産業株式会 社	訪問介護	令和7年6月 10日	令和7年6 月30日
二幸介護サービス 訪問高田	新潟県上越市大 貫3丁目3番12 号	二幸産業株式会 社	訪問介護	令和7年5月 23日	令和7年6 月30日
デイサービスサ ンクス柿崎	新潟県上越市柿 崎区柿崎字あけぼ の644番地8	社会福祉法人み んなでいきる	通所介護	令和7年5月 27日	令和7年6 月30日
デイサービスセ ンター萬葉苑	新潟県五泉市村 松1352番地	社会福祉法人白 山会	通所介護	令和7年5月 15日	令和7年6 月30日
デイサービス二 幸柿崎	新潟県上越市柿 崎区直海浜1445 番地10	二幸産業株式会 社	通所介護	令和7年5月 23日	令和7年6 月30日
デイサービス二 幸高田	新潟県上越市大 貫3丁目3番12号	二幸産業株式会 社	通所介護	令和7年5月 23日	令和7年6 月30日
デイサービス二 幸直江津	新潟県上越市中 央3丁目18番7号	二幸産業株式会 社	通所介護	令和7年5月 23日	令和7年6 月30日
二幸デイサービス 柏崎	新潟県柏崎市茨 目1522番地1	二幸産業株式会 社	通所介護	令和7年5月 23日	令和7年6 月30日
老人デイサービス センター諏訪 苑	新潟県新発田市 岡屋敷字諏訪平 767番地4	社会福祉法人諏 訪会	通所介護	令和7年5月 29日	令和7年6 月30日
ショートステイ サンクス柿崎	新潟県上越市柿 崎区柿崎字あけぼ	社会福祉法人み んなでいきる	短期入所生活介護	令和7年5月 27日	令和7年6 月30日

	の644番地 8		介護予防短期入所 生活介護		
魚沼市国民健康 保険入広瀬診療 所	新潟県魚沼市大 栃山635番地 1	魚沼市	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和7年7月 18日	令和7年8 月31日

◎新潟県告示第958号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項（又は第107条第1項）の規定により、介護老人保健施設（又は介護医療院）の開設を次のとおり許可した。

令和7年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

施設の名称	所在地	開設者	サービスの種類	許可年月日
加茂病院介護医療院	新潟県加茂市青海町 1 － 9 － 1	社会医療法人崇徳会	介護医療院	令和7年8月 1 日

◎新潟県告示第959号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和7年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(1) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域内）

市町村	農地中間管理権の 設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
関川村	1 者	南中375番 1 0.01ha
新発田市	5 者	岡田村中1318番 1 ほか98筆 9.0ha
阿賀野市	2 者	小境家前95番 1 ほか2筆 0.2ha
新潟市	48者	北区樋ノ入向沢348番ほか313筆 28.4ha
五泉市	4 者	尾白上島151番ほか6筆 2.3ha
阿賀町	1 者	平堀下川原2339番ほか3筆 0.5ha
三条市	42者	柳川新田前田443番ほか145筆 22.2ha
燕市	20者	小牧江端1210番 1 ほか186筆 13.5ha
弥彦村	5 者	麓八兵4588番ほか7筆 1.0ha
長岡市	3 者	横山町字北谷内548番ほか27筆 2.3ha
見附市	1 者	本明町中道989番 0.2ha
小千谷市	6 者	小栗田道東2494番ほか20筆 5.4ha
魚沼市	6 者	須原腰巻3535番 3 ほか24筆 3.3ha
南魚沼市	1 者	吉里善名田84番 1 ほか6筆 0.5ha
十日町市	16者	東善寺144番ほか48筆 9.1ha
津南町	61者	上郷大井平7776番ほか428筆 47.0ha
柏崎市	15者	横山樋田462番 1 ほか54筆 3.5ha
上越市	143者	安塚区松崎仲沖2746番ほか494筆 81.8ha
糸魚川市	57者	根小屋2561番ほか115筆 13.6ha
佐渡市	14者	立野大坪421番 7 ほか36筆 6.1ha
合計	451者	2,032筆 249.9ha

(2) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域外）

市町村	農地中間管理権の 設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
-----	---------------------	------------------

新潟市	1者	秋葉区小向大善町260番 0.1ha
三条市	12者	長沢十二下771番1ほか39筆 1.5ha
小千谷市	2者	高梨町堂付588番1ほか1筆 0.1ha
魚沼市	3者	四日町羽根川13番1ほか5筆 0.3ha
上越市	12者	柿崎区阿弥陀瀬堤ノ下933番ほか26筆 0.8ha
合計	30者	76筆 2.7ha

(3) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	1者	南中375番1 0.01ha
新発田市	6者	岡田村中1318番1ほか98筆 9.0ha
阿賀野市	2者	小境家前95番1ほか2筆 0.2ha
聖籠町	3者	二本松川前2718番ほか10筆 1.1ha
新潟市	46者	北区樋ノ入向沢348番ほか313筆 28.4ha
五泉市	2者	尾白上島151番ほか6筆 2.3ha
阿賀町	1者	平堀下川原2339番ほか3筆 0.5ha
三条市	28者	柳川新田前田443番ほか145筆 22.2ha
燕市	3者	小牧島田1025番ほか186筆 13.5ha
弥彦村	4者	麓八兵4588番ほか7筆 1.0ha
長岡市	4者	横山町字北谷内548番ほか27筆 2.3ha
見附市	1者	本明町中道989番 0.2ha
小千谷市	4者	小栗田道東2494番ほか20筆 5.4ha
魚沼市	7者	須原腰巻3535番3ほか24筆 3.3ha
南魚沼市	1者	吉里善名田84番1ほか6筆 0.5ha
十日町市	5者	東善寺144番ほか48筆 9.1ha
津南町	25者	上郷大井平7776番ほか428筆 47.0ha
柏崎市	8者	横山樋田463番1ほか54筆 3.5ha
上越市	48者	安塚区松崎仲沖2746番ほか494筆 81.8ha
糸魚川市	4者	根小屋2561番ほか115筆 13.6ha
佐渡市	16者	中興新坂杓1923番1ほか135筆 11.6ha
合計	219者	2,142筆 256.6ha

(4) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新潟市	1者	秋葉区小向大善町260番 0.1ha
三条市	7者	長沢十二下771番1ほか39筆 1.5ha
小千谷市	1者	高梨町堂付588番1ほか1筆 0.1ha
魚沼市	3者	四日町羽根川13番1ほか5筆 0.3ha
上越市	11者	柿崎区阿弥陀瀬堤ノ下933番ほか26筆 0.8ha
合計	23者	76筆 2.7ha

(5) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	1者	山口城ヶ窪2946番ほか4筆 0.9ha
柏崎市	1者	美穂田5番1ほか4筆 0.3ha
上越市	1者	飯田松塚1203番ほか155筆 40.6ha
合計	3者	166筆 41.8ha

(6) 農地中間管理機構に対する所有権の移転（買入・地域計画区域内）

市町村	所有権の移転を	所有権の移転を行う土地
-----	---------	-------------

	行う者	
新発田市	6 者	板敷前谷内117番ほか17筆 1.3ha
阿賀野市	2 者	女堂川久保251番1ほか25筆 2.1ha
五泉市	3 者	赤羽下島1093番1ほか10筆 1.0ha
三条市	4 者	柳川新田兄弟野1235番ほか21筆 2.7ha
燕市	1 者	西楨11220番1ほか5筆 1.8ha
長岡市	3 者	黒津町川原3349番ほか20筆 2.5ha
南魚沼市	2 者	舞子258番1ほか2筆 0.9ha
上越市	6 者	虫川720番ほか27筆 14.1ha
佐渡市	7 者	金丸後350番1ほか20筆 2.6ha
合計	34者	156筆 29.1ha

(7) 農地中間管理機構による所有権の移転（売渡・地域計画区域内）

市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地
新発田市	4 者	板敷前谷内117番ほか17筆 1.3ha
阿賀野市	2 者	女堂川久保251番1ほか25筆 2.1ha
五泉市	3 者	赤羽下島1093番1ほか10筆 1.0ha
三条市	2 者	柳川新田兄弟野1235番ほか21筆 2.7ha
燕市	1 者	西楨11220番1ほか5筆 1.8ha
長岡市	3 者	黒津町川原3349番ほか20筆 2.5ha
南魚沼市	2 者	舞子258番1ほか2筆 0.9ha
上越市	1 者	虫川720番ほか27筆 14.1ha
佐渡市	7 者	金丸後350番1ほか20筆 2.6ha
合計	25者	156筆 29.1ha

2 認可年月日

令和7年10月31日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、税務情報電子データ等作成業務委託について、以下のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和7年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

税務情報電子データ等作成業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約の日から令和10年12月31日

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 支払条件

入力帳票ごとの入力単価に基づく単価契約とし、令和8年6月1日から令和10年12月31日までの各月の実績に応じて月ごとに支払う。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

令和 7 年10月31日(金) から令和 7 年11月12日(水) まで、新潟県総務部税務課ホームページでダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/zeimu/251031-datasakuseigyomu.html>

(2) 問合せ等

入札説明書による。

3 本入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年12月11日(木) 午前10時

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県庁16階入札室

4 本入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 令和 7 年10月31日現在において、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者。

イ 令和 7 年10月31日現在において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされている者。

(3) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、令和 7 年10月31日以降に発行された新潟県の納税証明書(未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

(4) 新潟県、国又は他の地方公共団体において、電子データ等作成業務等のデータ処理業務の受託実績を有すること。

(5) 令和 7 年10月31日現在において、I SMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 次の 6 に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に避難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限

令和 7 年11月21日(金) 午後 5 時まで

イ 提出場所

郵便番号 : 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県総務部税務課県税集中管理室業務第 2 係

ウ 提出方法

本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送とする。

持参する場合は、提出期間内(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第 5 号)第 1 条第 1 項各号に規定する日を除く。)の各日の午前 9 時から午後 5 時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達証明付きの書留郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

エ 提出書類及び部数

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和7年11月26日（水）までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送により通知する。

6 本入札の手続

(1) 入札方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書（入札説明書様式5）（封筒に入れ密封の上、上記1（1）の調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限り。）を持参し、提出すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書にし、上記5（1）イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に上記1（1）の調達案件の名称及び上記3（1）に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって上記3（1）に定める日の前開庁日の午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限り。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定

入札に参加した者のうち、入力帳票ごとのレコードあたりの入力単価に、契約期間におけるレコード見込数（入札説明書別表）を乗じて得た金額の合計額が予定価格の範囲内であり、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 無効入札

以下に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金

入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）を納付すること。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 契約保証金

入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）を納付すること。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

11 契約書及び契約条項

「税務情報電子データ等作成業務委託契約書」(案)のとおりとする。

12 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の審査を行う際、必要な範囲において提出者に通知することなく複製を作成することがある。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり、暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

13 Summary

(1) Project Description:

Data entry services of tax data

(2) Time and Place of bidding:

10:00 a.m. December 11, 2025

Niigata Prefectural Administration Building

Bidding Room

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Prefectural Tax Administration Integration Office

Tax Administration Division

Department of General Affairs

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和 7 年度新潟県総合防災情報システムネットワーク機器等更新作業業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県防災局危機対策課 新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 9 月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

三菱電機株式会社新潟支店 新潟県新潟市中央区東大通二丁目 4 番10号

5 随意契約に係る契約金額

52,250,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の相手方を決定した理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 1 号

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
新潟県警察ネットワークシステム接続端末用ソフトウェアライセンスの調達
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和 7 年 8 月26日
- 6 落札者の氏名及び住所
リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 新潟支社 新潟営業部
新潟県新潟市東区下木戸一丁目18番30号
- 7 落札価格
51,682,063円
- 8 入札公告日
令和 7 年 7 月11日
- 9 落札方式
最低価格

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第13号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年10月31日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程(昭和39年新潟県病院局管理規程第4号)の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前			
(料金) 別表（第2条関係） 1～24 （略）			(料金) 別表（第2条関係） 1～24 （略）			
25 駐車場利用料			25 駐車場利用料			
利用区分	外来駐車場を利用する時間帯 利用時間	新潟県立がんセンター 新潟病院	利用区分	外来駐車場を利用する時間帯 利用時間	新潟県立がんセンター新潟病院	新潟県立新発田病院
患者	3時間まで	無料	患者	3時間まで	無料	
	3時間超	100円		3時間超	100円	無料
	2日目以降	1日までごとに100円を加算		2日目以降	1日までごとに100円を加算	
患者以外 の者	午前6時30分から 午後9時まで	30分までごとに100円を加算（ただし最初の30分は無料）	患者以外 の者	午前6時30分から 午後9時まで	30分までごとに100円を加算（ただし最初の30分は無料）	
	午後9時から翌日の午前6時30分 まで	330円を加算		午後9時から翌日の午前6時30分 まで	330円を加算	
ただし、医療費の自己負担のない患者が利用するとき、又は患者が利用する場合であって病院の設備、機器等の故障により利用時間が3時間を超えることとなったときは利用料の全部を免除し、患者が利用する場合であって病院長が病院側の事情により利用時間が3時間を超えることとなったものと認めるとき、又は患者以外の者が利用する場合であって病院長が診療その他病院の運営のため必要と認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。			ただし、医療費の自己負担のない患者が利用するとき、又は患者が利用する場合であって病院の設備、機器等の故障により利用時間が3時間を超えることとなったときは利用料の全部を免除し、患者が利用する場合であって病院長が病院側の事情により利用時間が3時間を超えることとなったものと認めるとき、又は患者以外の者が利用する場合であって病院長が診療その他病院の運営のため必要と認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。			
26～41 （略）			26～41 （略）			
備考 （略）			備考 （略）			

附 則

- この規程は、令和 7 年11月 1 日から施行する。
- 改正後の規程は、令和 7 年11月 1 日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立妙高病院及び職員宿舍構内除雪業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年10月31日

新潟県立妙高病院長 岸本 秀文

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

令和7年度 妙高病院及び職員宿舍構内除雪業務委託

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

(4) 履行場所

新潟県立妙高病院

(5) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 妙高高原地区に営業拠点があり、緊急時に迅速な対応が可能であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 本入札に係る入札説明書の交付を受けて、後記4(1)に定める書類を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-2106

新潟県妙高市田口147番地1

新潟県立妙高病院経営課

電話番号 0255-86-2003

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札に係る参加確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和7年11月7日（金）午後1時まで、入札説明書に定める書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送による場合には、期間内までに必着させるとともに、簡易書留を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和7年11月11日（火）午前11時

新潟県立妙高病院 会議室

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）

第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立妙高病院の交付する入札説明書に基づき入札参加資格を証明する書類を作成し、前記4(1)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、複写サービス契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年10月31日

新潟県立妙高病院長 岸本 秀文

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

複合機による複写サービス契約 2台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び別添仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年12月1日から令和12年11月30日

(4) 履行場所

新潟県立妙高病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と

社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 本公告の日現在で、新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「複写サービス業務」に登載されている者であること。

(8) 本入札に係る入札説明書の交付を受けて、後記4(1)に定める入札参加資格を証明する書類を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-2106

新潟県妙高市大字田口147番地1

新潟県立妙高病院経営課

電話番号 0255-86-2003

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札に係る参加確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和7年11月6日(木)正午までに、入札説明書に定める書類を持参又は郵送、メールしなければならない。ただし、郵送による場合には、期間内までに必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法によるものとする。メールによる場合は、入札説明書に定めるアドレス・方法で、期間内までに必着させること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和7年11月11日(火)午後2時

新潟県立妙高病院 会議室

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額を契約月数(60か月)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立妙高病院の交付する入札説明書に基づき入札参加資格を証明する書類を作成し、前記4(1)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第12号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年10月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第2（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
加茂市	(略) 加茂病院 介護医 療院	(略) 加茂市青海町 1 － 9 － 1	加茂市	(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年10月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 7－6 号

職員の定年に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年に関する規則（規則第 7－4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（特定管理監督職群を構成する管理監督職） 第10条 条例第 9 条第 3 項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。 (1) （略） (2) <u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育学校の特定管理監督職群 <u>県立中学校、</u>県立高等学校及び県立中等教育学校の校長並びに人事委員会が別に定める職	（特定管理監督職群を構成する管理監督職） 第10条 条例第 9 条第 3 項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。 (1) （略） (2) 県立高等学校及び県立中等教育学校の特定管理監督職群 県立高等学校及び県立中等教育学校の校長並びに人事委員会が別に定める職

附 則

この規則は、令和 7 年11月 1 日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年10月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第12-102号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次の表のように改正する。

（太枠部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表			別表		
機 関		職	機 関		職
本庁	(略)		本庁	(略)	
本庁以 外の機 関	(略)		本庁以 外の機 関	(略)	
	文書館	館長 副館長		文書館	館長 副館長
	中学校	校長 教頭 事務長			
	(略)			(略)	
備考	(略)		備考	(略)	

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

人事委員会告示

◎新潟県人事委員会告示第2号

県の行う事業又は事務所について、労働基準法別表第1に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表に掲げる事業のいずれにも該当しないものを次のとおりとし、令和7年11月1日から施行する。

なお、県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等（令和7年3月新潟県人事委員会告示第1号）は、令和7年10月31日限り廃止する。

令和7年10月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第4章の適用を受ける地方公営企業以外の県の行う事業又は事務所について、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表に掲げる事業のいずれにも該当しないものは、次のとおりである。

1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により人事委員会が職権を行使するもの

(1) 労働基準法別表第1に掲げる事業に該当するもの

名 称

労働基準法
別表第1号別

新潟県消防学校（自治研修所を含む。）

第12号

新潟県放射線監視センター

〃

新潟県保健環境科学研究所

〃

新潟県工業技術総合研究所

〃

同 各技術支援センター

〃

新潟県醸造試験場

〃

各新潟県立テクノスクール

〃

新潟県立近代美術館

〃

同 万代島美術館

〃

新潟県立歴史博物館

〃

新潟県農業総合研究所	〃
同 各研究センター	〃
同 佐渡農業技術センター	〃
新潟県農業大学校	〃
新潟県森林研究所	〃
新潟県水産海洋研究所	〃
同 佐渡水産技術センター	〃
新潟県内水面水産試験場	〃
同 魚沼支場	〃
新潟県立教育センター	〃
新潟県立図書館	〃
新潟県立生涯学習推進センター	〃
新潟県立文書館	〃
新潟県立柏崎高等学校附属中学校	〃
各新潟県立高等学校	〃
各新潟県立中等教育学校	〃
新潟県立新潟よつば学園（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
新潟県立長岡聾学校（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
各新潟県立特別支援学校（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
新潟県警察学校	〃
(2) 労働基準法別表第1に掲げる事業のいずれにも該当しないもの	
新潟県知事部局本庁（交通事故相談所、鳥獣被害対策支援センター及び労働相談所を含む。）	
新潟県知事政策局国際課パスポートセンター	
新潟県議会事務局	
新潟県選挙管理委員会事務局	
新潟県人事委員会事務局	
新潟県監査委員事務局	
新潟県労働委員会事務局	
各新潟県海区漁業調整委員会事務局	
新潟県教育庁本庁	
新潟県警察本部（各隊及び運転免許センターを除く。）	
新潟県警察本部各隊	
新潟県警察本部運転免許センター	
各新潟県地域振興局（他に定めるものを除く。）	
各新潟県地域振興局児童・障害者相談センター	
各新潟県地域振興局地域整備部維持管理事務所	
新潟県新発田地域振興局県税部村上収税課	
新潟県新潟地域振興局県税部（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課を除く。）	
新潟県新潟地域振興局県税部三条収税課	
新潟県新潟地域振興局県税部佐渡収税課	
新潟県新潟地域振興局地域整備部	
新潟県新潟地域振興局巻農業振興部	
新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所	
新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所	
新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所	
新潟県長岡地域振興局県税部柏崎収税課	
新潟県南魚沼地域振興局県税部十日町収税課	
新潟県上越地域振興局県税部糸魚川収税課	
新潟県上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所	

新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所
 新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農政庁舎）
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農地庁舎）
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（水産庁舎）
 新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港庁舎）
 新潟県東京事務所
 新潟県消費生活センター
 新潟県中央福祉相談センター（中央児童相談所、女性相談支援センター及びあかしや寮を含む。）
 各新潟県食肉衛生検査センター
 新潟県計量検定所
 新潟県大阪事務所
 新潟県病虫害防除所
 各新潟県家畜保健衛生所
 新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所
 新潟県流域下水道事務所
 各新潟県教育庁教育事務所
 各新潟県警察署

2 労働基準監督署等が職権を行使するもの

名	称	労働基準法 別表第1号別
新潟県立学校給食場		第1号
新潟県佐渡トキ保護センター		第7号
新潟県妙法育成牧場		〃
新潟県福祉保健部生活衛生課動物愛護センター		第13号
各新潟県地域振興局健康福祉環境部		〃
各新潟県地域振興局健康福祉部		〃
新潟県精神保健福祉センター		〃
新潟県はまぐみ小児療育センター		〃
新潟県新潟学園		〃
新潟県立新潟よつば学園寄宿舎		〃
新潟県立長岡聾学校寄宿舎		〃
各新潟県立特別支援学校寄宿舎		〃

監査委員公表

監査結果報告公表

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年10月31日

新潟県監査委員 井 上 智 美
 新潟県監査委員 斎 京 四 郎
 新潟県監査委員 樋 口 秀 敏
 新潟県監査委員 樺 澤 尚

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われているが、一部において是正又は改善を要する事項等が認められた。

【監査結果の区分（是正又は改善を要する事項等）】

区 分	内 容
指摘事項	明らかに違法又は不当なもの、著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの 等
注意事項	是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの
検討事項	指摘事項、注意事項に該当しないが、行政行為の経済性・効率性・有効性や行政目標・達成手段の妥当性等に関しては、是正、改善の検討を求めるもの

監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計
(知事政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
I C T推進課	令和7年7月31日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
国際課	令和7年7月30日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
東京事務所	令和7年7月14日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。

(総務部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
行政改革課	令和7年7月18日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
生活衛生課	令和7年9月1日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(指摘事項) 新潟水俣病発生地域における介護予防在宅 支援事業(健康教室事業)に係る委託につい て、変更契約書が作成されていなかった。 財務規則に基づいた事務処理を行われたい。
こども家庭課	令和7年8月8日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 (指摘事項) 1 母子父子寡婦福祉資金貸付金収入につい て、決算日現在、過年度調定分16,684件 133,332,504円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 2 「にいがた出会いサポートセンター」設 置運営業務委託について、変更契約書が作 成されていなかった。 財務規則に基づいた事務処理を行われたい。
中央福祉相談センター	令和7年7月25日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 (指摘事項) 中央福祉相談センター正面駐車場拡張工 事について、指名競争入札であったにもか かわらず、支出負担行為決議書の支出負担 行為額を別封のとおりとせず、担当者以外 の職員でも予定価格が確認できる状態となっ ていた。 また、変更契約書に印紙の貼付がなかった。 予定価格の取扱いに留意するとともに、契 約手続きの際の確認を徹底するなど、適正な 事務処理を行われたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 交通事故に関する事項

(産業労働部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
産業立地課	令和 7 年 8 月 1 日	令和 6 年度	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
食品・流通課	令和 7 年 9 月 8 日	令和 6 年度	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項

(出納局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
管理課	令和 7 年 8 月 19 日	令和 6 年度	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
会計検査課	令和 7 年 8 月 19 日	令和 6 年度	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	適正と認めた。

(村上地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	令和 7 年 7 月 22 日	令和 6 年度	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	令和 7 年 7 月 28 日	令和 6 年度	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	(指摘事項) 児童扶養手当について、公的年金（障害年金）との併給調整を行わなかったことから、平成26年 4 月分から令和 6 年10月分までの手当額5,406,300円を過大に支給していた。 手当の支給に当たっては、支給額に誤りのないよう関係法令の確認等を徹底されたい。 (注意事項) 収入事務手続に関する事項 交通事故に関する事項

児童・障害者相談センター	令和7年7月28日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(指摘事項) 子ども家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分277件3,844,738円が未納となっていた。 件数、金額ともに増加しているため、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 物品の管理に関する事項
--------------	-----------	-------	---------------------------	---

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	令和7年7月30日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
地域整備部	令和7年7月8日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
新潟港湾事務所	令和7年7月22日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項 業務管理に関する事項

(長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和7年9月8日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項
県税部	令和7年9月8日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
健康福祉環境部	令和7年7月3日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
児童・障害者相談センター	令和7年7月3日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 交通事故に関する事項
地域整備部	令和7年7月28日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(指摘事項) 県が管理する道路において、走行中の車両が路面の穴ぼこに落ちタイヤ等を損傷した事故が3件、大型案内標識から落下した雪塊により車両が損傷した事故が1件、法面からの倒木により車両が損傷した事故が1件発生し、相手方に1,558,188円の損害賠償をしたものがあった。 施設の管理に万全を期されたい。 (注意事項) 設計図書（設計書、図面、仕様書等）に関する事項 交通事故に関する事項

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域振興グループ	令和7年7月25日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
地域整備部	令和7年7月25日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項

(上越地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和7年9月1日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
県税部	令和7年9月1日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	適正と認めた。
健康福祉環境部	令和7年6月25日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(指摘事項) 1 特定医療費新規受給者証を誤送付した事案があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 2 フロア型冷却遠心機の購入について、100万円を超える契約にもかかわらず、契約書を作成していなかった。 また、支出負担行為決議書で処理すべきところ、支出負担行為兼支出命令決議書で処理していた。 財務規則に基づいた事務処理を行われたい。
児童・障害者相談センター	令和7年6月25日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(指摘事項) 障害福祉費負担金について、決算日現在、過年度調定分113件2,040,500円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
妙高砂防事務所	令和7年7月9日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項 交通事故に関する事項
				適正と認めた。

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域振興グループ	令和7年7月3日	令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
義務教育課	令和 7 年 8 月 27 日	令和 6 年度	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項
高等学校教育課	令和 7 年 8 月 6 日	令和 6 年度	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項

監査の結果に基づく措置状況について

令和 6 年度企業会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定によりその内容を公表する。

令和 7 年10月31日

新潟県監査委員 井 上 智 美

新潟県監査委員 斎 京 四 郎

新潟県監査委員 樋 口 秀 敏

新潟県監査委員 樺 澤 尚

企業会計

部局名	監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
病院局	【本庁】 過年度未収金について、決算日現在、2,283件48,423,545円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 【中央病院】 1 過年度未収金について、決算日現在、3,237件58,852,773円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。 2 退院証明書の誤交付など、計7件の個人情報の漏えい・紛失があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 【十日町病院】 1 患者カルテの紛失など、計7件の個人情報の漏えい・紛失があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 2 過年度未収金について、決算日現在、997件24,968,977円が未納となっていた。	過年度未収金については、定期的な催告、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。 また、未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。 1 過年度未収金については、各セクションとの連携を図りながら、窓口相談、分割納入、コンビニ収納等を活用し、早期収納に努めてまいります。 また、滞納者情報を速やかに収集し、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などを早期に行い、未収金の発生予防を図ってまいります。 併せて、弁護士法人を積極的に活用し、未収金の縮減に努めてまいります。 2 個人情報の取扱いの重要性については、以下のとおり改めて職員に対して周知徹底し、再発防止に努めてまいります。 医療クラークについては、月1回のリーダーミーティングで対応を確認します。また、全員に対して3カ月に1回程度、メール配信で注意喚起を行います。 看護師については、事故発生時に安全管理室からインシデントとして周知し注意喚起を行います。 また、業務改善計画を立案し、その取り組みを評価します。 患者に渡す書類をチェックリストに従って確認し、真に必要な書類のみ交付します。 紙で保存する患者用ファイルは1患者1ファイルとすることを徹底します。 1 患者カルテについては個人情報が記載されている文書として取り扱いに留意するよう職員に周知徹底を図り再発防止に努めてまいります。 2 過年度未収金については各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、

件数、金額とも増加しているので、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

【精神医療センター】

過年度未収金について、決算日現在、218件7,627,934円が未納となっていた。

未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

【がんセンター新潟病院】

過年度未収金について、決算日現在、1,395件33,484,271円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。

【新発田病院】

診療記録等が記載された書類の誤交付など、計4件の個人情報漏えいがあった。

個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。

【坂町病院】

入院診療計画書の誤交付など、計4件の

定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託しており、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど確実な回収を図ってまいります。

さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより未収金の発生予防に努めるとともに、未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら未収金の更なる縮減に努めてまいります。

援助する親族等がおらず、診療費の支払義務を認識できない精神疾患の患者については、ドクター及びソーシャルワーカーの協力の下、後見人の手続きを進めます。

一方、昨年度よりクレジットカードでの収納を開始しており、引き続き発生予防対策を強化していきます。

収納強化策として、高額未収になりやすい入院費については、退院前に概算額を事前に連絡をしています。

また、利便性向上策として、窓口収納に加えてコンビニ払いやクレジットカードによる支払いに対応しています。

経済的な理由で一括納入が困難な場合は、各セクションと連携し、納入相談を通じて分割払いに応じるなど、着実な回収を図ってまいります。

未収金滞納者については、定期的な催告や住所不明者に対する追跡調査の徹底に努めるとともに、未収金回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の縮減に努めてまいります。

書類交付の際には氏名の確認、照合を行うことを改めて周知し、また書類の管理が困難な患者さんの書類は病院で管理するなど再発防止に努めてまいります。

患者、家族に渡す書類全てにおいて、①患者

	個人情報漏えいがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。	・家族に氏名・生年月日を名乗ってもらい、患者確認を行う。②書類のすべてが正しい患者であるか、患者・家族と照合することを徹底します。 また、個人情報の扱いの重要性を共有し、再発防止に努めます。
--	--	---

教育委員会公告

令和8年4月県立高等学校の全日制・定時制等の生徒募集について（公告）

令和8年4月県立高等学校の全日制の課程・定時制の課程のそれぞれの第1学年に入学させる生徒並びに通信制の課程の生徒を次により募集する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会 教育長 太田 勇 二

1 全日制の課程

学 校 名	学科名	学級数	生徒数
村上高等学校	普 通	4 学級	160人
村上桜ヶ丘高等学校	総 合 (単位制)	3 学級	120人
中条高等学校	普 通	2 学級	80人
新発田高等学校	普 通 理 数 計	6 学級 1 学級 7 学級	240人 40人 280人
新発田南高等学校	普 通 機械工学 建築工学 土木工学 電子情報工学 計	4 学級 1 学級 1 学級 1 学級 1 学級 8 学級	160人 40人 40人 40人 40人 320人
新発田農業高等学校	生物資源 食品科学 環境科学 計	2 学級 1 学級 1 学級 4 学級	80人 40人 40人 160人
新発田商業高等学校	商 業	3 学級	120人
阿賀野高等学校	普 通	1 学級	40人
新潟高等学校	普 通 理 数 計	6 学級 2 学級 8 学級	240人 80人 320人
新潟中央高等学校	普 通 普通（学究コース） 食 物 音 楽 計	4 学級 2 学級 1 学級 1 学級 8 学級	160人 80人 40人 40人 320人
新潟南高等学校	普 通 普通（理数コース） 計	8 学級 1 学級 9 学級	320人 40人 360人

新潟江南高等学校	普通	7学級	280人
新潟西高等学校	普通	7学級	280人
新潟東高等学校	普通	7学級	280人
碧高等学校	普通 (単位制)	4学級	160人
新潟工業高等学校	I T 工 学	1学級	40人
	メカトロニクス工学	2学級	80人
	都 市 工 学	1学級	40人
	建 築 工 学	2学級	80人
	環 境 化 学	1学級	40人
	計	7学級	280人
新潟商業高等学校	総合ビジネス	4学級	160人
	情報処理	2学級	80人
	国際教養	2学級	80人
	計	8学級	320人
新潟向陽高等学校	普通 (単位制)	5学級	200人
巻高等学校	普通 (単位制)	6学級	240人
巻総合高等学校	総 合 (単位制)	4学級	160人
新津高等学校	普通	6学級	240人
新津工業高等学校	工業マイスター	1学級	40人
	生産工学	1学級	40人
	ロボット工学	1学級	40人
	日本建築	1学級	30人
	計	4学級	150人
新津南高等学校	普通	3学級	120人
白根高等学校	普通	1学級	40人
五泉高等学校	総 合 (単位制)	5学級	200人
村松高等学校	普通	1学級	40人
阿賀黎明高等学校	普通	1学級	40人
三条高等学校	普通	5学級	200人
	理 数	1学級	40人
	計	6学級	240人
三条東高等学校	普通	5学級	200人
新潟県中央工業高等学校	機械加工	1学級	40人
	電子機械	1学級	40人
	情報電子	1学級	40人
	建設工学	1学級	40人
	計	4学級	160人
三条商業高等学校	総合ビジネス	3学級	120人
吉田高等学校	普通	2学級	80人
分水高等学校	普通	2学級	80人
加茂高等学校	普通	4学級	160人

加茂農林高等学校	生産技術	1 学級	40人
	環境緑地	1 学級	40人
	食品技術	1 学級	40人
	生物工学	1 学級	40人
	計	4 学級	160人
長岡高等学校	普通 理数 計	6 学級	240人
		2 学級	80人
		8 学級	320人
長岡大手高等学校	普通 家政 計	6 学級	240人
		1 学級	40人
		7 学級	280人
長岡向陵高等学校	普通	5 学級	200人
長岡農業高等学校	生産技術	2 学級	80人
	食品科学	1 学級	40人
	生活環境	1 学級	40人
	計	4 学級	160人
長岡工業高等学校	機械工学	1 学級	40人
	電気電子工学	2 学級	80人
	物質工学	1 学級	40人
	産業デザイン	1 学級	40人
	計	5 学級	200人
長岡商業高等学校	総合ビジネス	4 学級	160人
正徳館高等学校	普通	1 学級	40人
栃尾高等学校	総合 (単位制)	1 学級	40人
見附高等学校	普通	2 学級	80人
柏崎高等学校	普通	5 学級	200人
柏崎常盤高等学校	普通	3 学級	120人
柏崎総合高等学校	総合 (単位制)	3 学級	120人
柏崎工業高等学校	機械創造	1 学級	40人
	電気技術	1 学級	40人
	環境化学	1 学級	40人
	計	3 学級	120人
小千谷高等学校	普通	4 学級	160人
小千谷西高等学校	総合 (単位制)	3 学級	120人
小出高等学校	普通	3 学級	120人
国際情報高等学校	国際文化	1 学級	40人
	情報科学	1 学級	40人
	計	2 学級	80人
六日町高等学校	普通	5 学級	200人
八海高等学校	普通	2 学級	80人
塩沢商工高等学校	地域創造工学	2 学級	80人
	商業	1 学級	40人
	計	3 学級	120人
十日町高等学校	普通	4 学級	160人
	クロス探究	1 学級	40人
	計	5 学級	200人

十日町総合高等学校	総合 (単位制)	3学級	120人
松代高等学校	普通	2学級	80人
高田高等学校	普通 理数 計	5学級 1学級 6学級	200人 40人 240人
高田北城高等学校	普通 生活文化 計	4学級 1学級 5学級	160人 40人 200人
高田農業高等学校	生物資源 食品科学 農業土木 計	2学級 1学級 1学級 4学級	80人 40人 40人 160人
上越総合技術高等学校	機械創造工学 電気情報 建築環境 土木防災 計	2学級 1学級 1学級 1学級 5学級	80人 40人 40人 40人 200人
高田商業高等学校	総合ビジネス	3学級	120人
有恒高等学校	普通	1学級	40人
新井高等学校	総合 (単位制)	4学級	160人
糸魚川高等学校	普通	3学級	120人
糸魚川白嶺高等学校	総合 (単位制)	3学級	120人
海洋高等学校	水産資源 海洋開発 計	1学級 1学級 2学級	40人 40人 80人
佐渡高等学校	普通	4学級	160人
両津キャンパス	普通 (単位制)	1学級	40人
羽茂高等学校	普通	1学級	40人
佐渡総合高等学校	総合 (単位制)	3学級	120人

募集方法について

- 新発田南高等学校は、「機械工学科」、「建築工学科」、「土木工学科」、「電子情報工学科」を工業科として募集する。
- 新潟工業高等学校、新発田農業高等学校、新潟県央工業高等学校、加茂農林高等学校、長岡農業高等学校、長岡工業高等学校、柏崎工業高等学校、国際情報高等学校、高田農業高等学校、上越総合技術高等学校、海洋高等学校は全学科を一括して募集する。

2 定時制の課程

学 校 名	学科名	学級数	生徒数
荒川高等学校	普通（午前部） (単位制)	1学級	35人
西新発田高等学校	普通（午前部） (単位制)	2学級	70人
新潟翠江高等学校	普通（午前部） (単位制)	1学級	35人

長岡明德高等学校	普通（午前部）	3 学級	105人
	（夜間部）	1 学級	35人
	（単位制） 計	4 学級	140人
出雲崎高等学校	普通（午前部） （単位制）	1 学級	35人
堀之内高等学校	普通（午前部） （単位制）	2 学級	70人
十日町高等学校	普 通	1 学級	40人
高田南城高等学校	普通（午前部） （単位制）	2 学級	70人
佐渡高等学校 相川分校	普通（午前部） （単位制）	1 学級	35人

3 通信制の課程

学 校 名	学科名	生徒数
新潟翠江高等学校	普 通	若干人
高田南城高等学校	普 通	若干人

令和8年4月県立中学校及び県立中等教育学校の生徒募集について（公告）

令和8年4月県立中学校及び県立中等教育学校のそれぞれの第1学年に入学させる生徒を次により募集する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会 教育長 太 田 勇 二

1 県立中学校

学 校 名	学級数	生徒数
柏崎高等学校附属中学校	1 学級	35人

2 県立中等教育学校

学 校 名	学級数	生徒数
村上中等教育学校	2 学級	70人
燕中等教育学校	2 学級	70人
津南中等教育学校	2 学級	70人
直江津中等教育学校	2 学級	70人

出願資格

県立中等教育学校の入学者選抜に出願することができる者は、令和8年3月に小学校又は特別支援学校の小学部を卒業見込みの者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者（児童に対して親権を有する者をいい、親権を有する者がいないときは、未成年後見人をいう。）とともに居住する自宅から通学可能な者
- (2) 新潟県教育委員会教育長が、特別に受検資格を承認した者